不動産の管轄登記所等の指定に関する省令の一部を改正する省令

不動産の管轄登記所等の指定に関する省令（昭和五十年法務省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（不動産、工場財団及び農業用動産の管轄登記所の指定） **第一条**　不動産、工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号）による工場財団（以下「工場財団」という。）を組成する工場若しくは農業動産信用法（昭和八年法律第三十号）による農業用動産の所在地が数個の登記所の管轄区域にまたがり、又は工場財団を組成する数個の工場が数個の登記所の管轄区域内にある場合における当該不動産、工場財団又は農業用動産の管轄登記所は、次の各号に掲げる場合には、その区分に従い当該各号に掲げる者が、その他の場合には、法務大臣が指定する。 一　［略］ 二　前号の場合を除き、当該数個の登記所が同一の法務局の管轄区域（法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第六十四条第二項の事務に関する管轄区域をいう。）内の登記所である場合　当該法務局の長 （筆界特定の管轄法務局等の指定） **第三条**　対象土地（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百二十三条第三号の対象土地をいう。）が数個の法務局又は地方法務局の管轄区域（法務局にあっては法務省組織令第六十四条第二項の規定による事務以外の事務に関する管轄区域をいい、地方法務局にあっては同令第六十六条の管轄区域をいう。）にまたがる場合における筆界特定（不動産登記法第百二十三条第二号の筆界特定をいう。）についての管轄法務局又は管轄地方法務局は、当該数個の法務局又は地方法務局が同一の法務局の管轄区域（法務省組織令第六十四条第二項の事務に関する管轄区域をいう。）内の法務局又は地方法務局である場合には当該法務局の長が、その他の場合には法務大臣が指定する。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（不動産、工場財団及び農業用動産の管轄登記所の指定） **第一条**　不動産、工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号）による工場財団（以下「工場財団」という。）を組成する工場若しくは農業動産信用法（昭和八年法律第三十号）による農業用動産の所在地が数個の登記所の管轄区域にまたがり、又は工場財団を組成する数個の工場が数個の登記所の管轄区域内にある場合における当該不動産、工場財団又は農業用動産の管轄登記所は、次の各号に掲げる場合には、その区分に従い当該各号に掲げる者が、その他の場合には、法務大臣が指定する。 一　［同上］ 二　前号の場合を除き、当該数個の登記所が同一の法務局の管轄区域（法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第六十三条第二項の事務に関する管轄区域をいう。）内の登記所である場合　当該法務局の長 （筆界特定の管轄法務局等の指定） **第三条**　対象土地（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百二十三条第三号の対象土地をいう。）が数個の法務局又は地方法務局の管轄区域（法務局にあっては法務省組織令第六十三条第二項の規定による事務以外の事務に関する管轄区域をいい、地方法務局にあっては同令第六十五条の管轄区域をいう。）にまたがる場合における筆界特定（不動産登記法第百二十三条第二号の筆界特定をいう。）についての管轄法務局又は管轄地方法務局は、当該数個の法務局又は地方法務局が同一の法務局の管轄区域（法務省組織令第六十三条第二項の事務に関する管轄区域をいう。）内の法務局又は地方法務局である場合には当該法務局の長が、その他の場合には法務大臣が指定する。

附　則

この省令は、法務省組織令の一部を改正する政令の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

○法務省令第二十三号

法務省組織令の一部を改正する政令（令和二年政令第八十号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十日

法務大臣　三好　雅子

人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の一部を改正する省令

人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程（昭和二十四年法務府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		
別表第二（第五条関係）		
名　称	位　置	組織の区域
［略］		

改正前		
別表第二（第五条関係）		
名　称	位　置	組織の区域
［同上］		